

愛媛県環境審議会条例（平成6年7月15日条例第18号）

〔沿革〕平成10年3月24日条例第1号、平成12年3月24日条例第12号、平成20年12月19日条例第69号改正

（趣旨）

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第2項及び自然環境保全体法（昭和47年法律第85号）第51条第3項の規定に基づき、環境基本法第43条第1項及び自然環境保全体法第51条第1項の審議会その他の合議制の機関として設置される愛媛県環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員16人以内で組織する。ただし、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の事務（以下「水質汚濁防止に関する事務」という。）を行う場合にあっては、水質特別委員2人以内を含めるものとする。

（委員及び水質特別委員）

第3条 委員及び水質特別委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他相当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

（委員及び水質特別委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前2項の規定は、水質特別委員について準用する。

（専門委員）

第5条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員（水質汚濁防止に関する事務を行う場合にあっては、水質特別委員を含む。次項において同じ。）の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第8条 審議会に、規則で定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員（水質汚濁防止に関する事務に係る事項について調査審議する部会にあっては、水質特別委員を含む。以下この条において同じ。）及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、県民環境部において処理する。

（雑則）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。